

○ 事故発生日に係る休業補償の取扱いについて

(昭和 57 年 9 月 30 日 消基発第 744 号)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 5 条の規定による事故発生日に係る休業補償の取扱いは、従来、その者の職業並びに勤務時間に関係なく午後 5 時までの間に負傷し、又は疾病にかかり、療養のため給与その他の業務上の収入を得ることができなかつた場合に休業補償の支払いの対象としてきたが、今般、その取扱いの一部を下記のとおり改めましたのでご通知申し上げます。

記

1 事故発生日の取扱い

事故発生が午後 5 時以後の場合は、その者の職業並びに勤務時間に応じ、当該療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができなかつたと認められるときは、事故発生日から休業補償の支払の対象とする。

2 添付書類

給与その他の業務上の収入を得ることができなかつたことを証する書類（その者の職業並びに勤務時間を明記のこと。）

3 施行

この取扱いは、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。